



2012年度中国税務調査動向についての総合分析

背景

中国の税務機関の中で、調査部門は国家税金収入を確保するための重要な管理部門である。金融危機以来、税務機関による調査増強が顕著であり、特に「第12次五ヵ年税収発展計画の概要」には、税務調査の増強が明確に示され、税務コンプライアンスの強化も求められている。当該計画概要の趣旨が2012年度の税務調査重点に反映されている。

2011年度の中国税務調査部門の調査重点は、税収違法案件の調査、税収特定調査の展開及び区域別税収特定整理、重要な税源となる企業向けの調査及びインボイス違法犯罪の撲滅等を含む。公開情報によれば、2011年度において、各種の調査案件及び起訴案件数は21.2万件であり、未納税額、延滞金及び罰金による税収は923.5億元である。

2012年度の税務調査重点

全国税務調査重点

2012年の初めに、国家税務総局が「2012年度全国税務調査重点」(稽便函[2012]1号)を公布し、本年度の調査重点を明確にした。主な内容は下記の通り。

- 税収環境の整理及び規制: 日常税務調査の展開、重大な税収違法案件の調査、税収特定調査及び区域別税収特定整理の企画、重要な税源となる企業向けの調査の展開、及びインボイス違法犯罪活動の撲滅の継続。
- 法令執行の面: 法規に基づいた調査品質の向上。「税金徴収管理法実施細則」に規定された調査部門内部の「四分離」制度を厳格に執行し、案件の選定、調査、審査及び執行という四つの機能を調査部門以外に設けず、税務調査内部機能の管理監督を強化する。

- 税務調査の近代化及び国際化の促進: 税務調査管理方式の改革の促進; 税務調査分類管理の全面的促進; 監査調書モデルの運用促進; 調査情報レベルを向上させ、税務調査案件データベースを構築し、運用する; アンケート形式の調査を展開し、税込特定調査と緊密に連携しながら、社会から熱い注目を浴びている産業又は新型産業、及び徴収管理監督レベルの薄い業界を選定し、企業運営モデル、業界全体規模及び税務コンプライアンス等の面でアンケート形式調査を展開する; 国家税務調査及び地方税務調査の協力及び部門間の協力体制を改善させる。

2012年度税務調査の評価指標として下記が含まれる: 全国平均調査案件選定の正確率90%超; 調査案件の結案率90%超; 調査による未納税額の徴収率90%超; 国家税務総局が監督した案件における問合せの回答率100%、問合せ回答のための情報の95%以上の提供。

税込特定調査

2012年度においては、税務総局は引き続き全国的に税込特定調査を展開する。最近公布された「2012年度税込特定調査の展開についての通達」(国税発[2012]17号)では、調査項目は三種類に分けられている:(1)産業別税込特定調査;(2)区域別税込特定整理;(3)重点税源となる企業に対する調査。

2011年度同様、産業別の税込特定調査には強制検査項目及び任意検査項目を含む。強制検査項目とは:(1)製品油増値税発票を取得する企業;(2)資本取引;(3)電子製品、衣料品、家具等の輸出により、増値税還付を申請する企業及び輸出事業に関与する運輸代行会社。検査対象となる資本取引は実際投資、上場融資、企業内部業務再編に限らず、吸収合併、持株統合及び外向けのベンチャーキャピタル投資、金融投資等の項目も含まれる。

2011年度と比べ、2012年度の任意検査項目のスコープが拡大され、不動産業及び建築設備業、並びに高収入の個人に対する個人所得税の徴収及び金融業の非居住者企業に対する調査の他、その他検査項目対象とし、地元の商業銀行及び地元の合資商業銀行が追加された。

区域別税込特定整理の面では、税務総局が各地の税務機関に管轄区内の税込環境混乱又は税込違法行為集中の地区において特定調査を実施するよう要求している。農産品加工企業が比較的集中している或は税込環境が混乱している地区に重点をおく。税務総局は重点地区を選定し、監督或は調査を実施する。

大型国営企業及び外資企業14社が重点税源企業として認定され、調査を受けることになった。この14社は鋼鉄、運輸、石油、石炭、車及び日用品化学等の産業をカバーしている。

2011年度と類似して、上述検査は、2010年から2011年にわたる二年間の納税状況を調査対象期間とし、2012年3月より開始し10月末に完了する予定である。税込違法行為を発見した場合には、調査期間を以前年度に遡及することができる。特定調査に関する通達では、詳細調査ガイダンスとともに、目的がはっきりとする調査を実施するよう、地方税務担当官に指導をする。当該ガイダンスには調査対象の選定、調査方法及び重点となる調査内容等が含まれる。

全国重点税源企業の調査速報

税務総局が税込調査を展開している他に、財政部も重点税源調査を展開している。「2012年度全国重点企業税源調査速報についての通達」(财税[2012]29号)に基づき、全国で重点調査リストに含まれた大型国営企業及び外資企業は1000社を超える。この調査速報の主な目的は、企業所得税税源の分布動向をタイムリーに把握し、現行の税込政策に対する意見及び提案を収集することを通じ、マクロ経済の動向分析に参考資料を提供することである。

2012年度の調査速報作業は2012年第1四半期より開始されている。各省級財政部門が各四半期終了日より20日以内に、最低限当地区調査対象となる企業の60%の企業情報を集計し、財政部に報告する。

KPMG 中国の所見

本年度中国税務当局の調査重点は、税収特定調査において調査部門間及び外部との協力に置かれる。協力対象には税務局内部の徴収管理及び税政等の部門、並びに国税と地税、所轄外の税務機関、及び公安、工商、検察、法院、税関、銀行等の部門が含まれる。現在、税務局はその他政府部門との情報共有体制を整備することに力を入れている。例えば、「国家税務総局及び国家工商行政管理総局の税務工商協力による持株譲渡情報共有についての通達」(国税発[2011]126号)の要請に基づき、税務局は工商管理部門より上場企業及び非上場企業の持株取引情報を適時に入手することができる。当該情報は、税務機関の資本取引に対する徹底調査に役立つことであろう。

納税人による自己審査の実施、及びその審査結果の報告による調査形式は、中国税務機関がいまだに頻繁に採用する調査形式である。2009年度の金融危機期間において、大型企業70社に自己審査を実施してもらった。2011年度以来、自己審査が幾つかのレベルで展開されており、それには、「国家税務総局が中国石油化工集団公司(“中石化”)の一部企業を対象とし、税収サービス及び管理作業を展開するについての通達」(国税函[2011]69号)に基づき、国税総局の意向により中石化系企業が実施した自己審査、リスク評価結果に基づき大型企業税収管理部門により管轄区内の企業が実施した自己審査、及び一部地方税務機関がアレンジした企業自己審査等が含まれる。

財政部が展開している企業税源調査の目的は税源分析にあることは明らかであるが、我々は、一部の地方税務機関が上述リストに含まれた企業を重点調査対象に選定する可能性があると理解している。

また、調査効率を向上させるため、税務機関が更なる先端的な調査手段を試用するよう力を入れている。2011年度に、一部の省市税務機関が試験的に監査調書モデルを運用し、大型企業向けの調査を実施した。このモデルは財務監査のプロセスを参考にしたものであり、電子データを利用して財務情報の収集を強化し、税務の視点から分析を行う。このモデルは税目、取引及び具体的な問題に至る調査を徹底化し、調査過程及び品質に対してよりよいモニタリングを実現できたため、税務総局は当該実施状況に満足している。この調査方法は、近い将来全国的に採用されることが見込まれている。

対応策

このような厳しい調査情勢下で、納税者にかかる圧力は相当である。この圧力は、税務当局が外部情報をより全面的に把握できること、及び自己審査結果がより適切な方法で税務局に報告されることばかりでなく、同時に、税務調査手段の整備及び改善により、納税者がより完全かつ詳細な情報を開示しなければならないことによるものである。現地経営者は、税務調査に適切に対応し、また税務調査による納税紛争を適切に解決しなければならない状況に直面している。

納税者としては、税務リスク管理体制を最適化させることが、当該圧力のある程度緩和させるための対応策である。例えば、中国のインボイス管理体制は税金徴収管理の要点であり、ここ数年、調査担当官は依然としてインボイスの検査に重点を置いている。インボイス管理が不適切であることにより、費用が税務上損金算入できない又は厳しく罰されるような案件が増加傾向にある。インボイス管理体制の構築及び運用により、インボイス管理リスクを大幅に低減することができる。一般的に、税務リスク管理は下記の点に焦点を置くべきである。

- 内部統制を健全化し、内部統制ポイントを明確にする
- 税務取扱いの標準化及び自動化の管理プロセス及びリスク管理プロセスを構築する
- 税務リスクに関わるコミュニケーション体制を構築する
- 継続的に内部統制ポイントを更新し、内部統制管理を改善する
- 合理的かつ効率的な内部税務管理部門を設ける
- 役職と内部統制制度との合理的均衡状態を評価する
- 税務業務に関わる従業員の職業道徳及び専門知識を評価する
- 税務リスクコントロール及び企業のその他リスクコントロール体制を統合する